

株式会社の起源としてのオランダ東インド会社

—株式会社の本質を求めて—

The Dutch East India Company as the Origin of a Company

—in search of the essence of business corporation—

奥 隅 栄 喜

Eiki Okuzumi



はじめに

「株式会社」とは何か、「株式会社の起源はオランダ東インド会社である」といわれる、その理由は何故か。もしオランダ東インド会社が株式会社の初めであるなら、今日の株式会社とその内容は同じなのか、違うのか、違うとすればどこがどう違うのか。

「東インド会社」はイギリスを初め——それなのに何故オランダ東インド会社が起源とされるのかの疑問があるが、これについては後に述べよう——オランダ、ポルトガル、スペイン、フランス、米国の世界各国にでき、1600年から1800年代にかけて活躍し「ゴールデン・エイジ」を築いたといわれている。その「東インド会社」は何故消えてしまったのか、そして、今日「株式会社」時代を迎えて「株式会社は花ざかり」、一体、株式会社とは何なのか。

極めて素朴で幼稚な疑問である。既に、増地庸治郎著『株式会社』、上田貞治郎著『株式会社経済論』、福田徳三著『経済学原理』第37章、R. リーフマン著、宮田喜代蔵訳『リーフマン経済学原論』第3章、第6節、大塚久雄著『株式会社発生史論』、シュモラー原著 増地庸治郎訳『企業論』第8章、John P. Davis著 *Corporations*、P.F. Drucker著 *Concept of the Corporation* (岩根忠訳『会社という概念』)、James C. Abegglen and George Stalk Jr. 著 植山周一郎訳『カイシャ』、A.A. Berie Jr. & G.C. Means著 *The Modern Corporation and Private Property*、北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』などがある。

日本では株式会社について最初に書かれた書物に明治4年に当時の大蔵省から発行された『會社辨、立會畧則』がある。当時の明治政府が「株式會社の何であるか」を「銀行」の何であるかとあわせて一般大衆（当時は「町人」が主であったと思う）に知らせるべく努力された書物であるが、当時の日本の知識水準から一般に十分理解されないままに終わってしまった。翌明治5年に加藤祐一書記官（当時の）が大坂町民を相手（主として）に「會社」とはこういうものであると一般大衆にわかり易く話されたものを聴衆の一人がまとめて印刷されたものが「會社辨講釋」である。この後、米国では証券マンの Thomas. L. Green が *Corporation Finance* のタイトルで1897年に発行された会社金融の著述の中で「株式会社」についてとりあげ、次いでハーバード大学の Arthur Ston Dewing が *History of The National Cordage Company, 1913, Corporate*

Promotions And Reorganizations, 1914, *Corporate Finance*, 1922, Edmond E. Lincoln が同じハーバード大学で *Applied Business Finance*, 1922とつぎつぎに「企業財政論」を中心に「株式会社」に論及し、日本でも上述の増地、上田、福田、宮田の諸氏と別個に、当時「企業財政論」は「企業金融論」といわれる分野で、大正12年に春日井薫博士が『起業金融論』のタイトルで「株式会社」を論じ、これにつづいて昭和2年、池田了実氏が「事業会社の金融」のテーマで著述し、証券市場論の分野では向井鹿松氏が昭和2年に『証券市場組織論』の中で、昭和7年にはシュマーレンバッハの著述を鍋島達氏が『会社金融論』として邦訳し、今日の「企業財務論」の分野で盛んにとりあげられた。又歴史論では、菅野和太郎氏が「日本会社企業発生史の研究」と題して、「幕末の商社」から先に示した會社辨、立會畧則にそって、通商会社、為替会社そして「立」銀行に迄論及してまとめている。

主題の「東インド会社」の研究についても、科野孝蔵氏の『オランダ東インド会社の歴史』、フونس、フリート、コイニット著の『オランダ東インド会社と東南アジア』のタイトルでまとめられた著述、浅田實著『東インド会社』、ブライアン、ガードナー著、浜本正夫訳『イギリス東インド会社』、その他、Dedalo Carassoが、Michael Hoyle 著『Dutch』から英訳した *A Short History of Amsterdam*, Ruud Spruitの *Zout en slaven* など著述は膨大で、更に、主題に関連した資料をオランダ、イギリスの資料館で求める時、10年かかっても読みきれないほど多い。幸に、1988年短期間ではあったが、オランダ、イギリス、ポルトガル、スペインの現地で「資料」のいくつかにふれることができたので——文字どおり短期であったので——実際には10年位かかると思われるところ——その核心に十分ふれるには余りにも日時が十分でなかったので思う程の十分の一、否、百分の一にも達しなかったが、「株式会社の存在と本質」への近づきの第一歩にでもできればと思っている。

今日の「株式会社」の起源をオランダ東インド会社に求めることが一般であるが、後に「株式会社」の本質論についての大論争、「株式会社」の「所有と経営」の分離論、非分離論への発展を考える時、「株式会社」はオランダ東インド会社に始まると簡単に述べてよいかどうかの疑問が生ずる。

第一に、東インド会社はオランダより以前(1600年)にイギリスに発生している。第二に、オランダ東インド会社に「有限責任」制度が「株式会社」としての「オランダ東インド会社」の発生と軌を一にしたかどうか、この問題との関連で「所有と経営の分離」がオランダ東インド会社に生じていたであろうか。

所有と経営の分離がないところに「株式会社」なしとすれば、オランダ東インド会社は「株式会社」であったといえるだろうかの疑問がでる。この点は「所有と経営の分離」とは何かについて詳細に検討せねば早計に結論が出せない。

今日の「株式会社」の起源をオランダ東インド会社に求めるか、福田徳三氏および上田貞次郎氏のいう「法制的確立」後のフランスおよびイギリスに求めるかによって「株式会社」の「存在」は大きくかわる。

今日「株式会社」といえば、イギリスの首席裁判官、エドワード コーク卿 (Sir Edward Coke Lord chief justice of England, 1683年) の「多くの会社 (Corporation aggregate, =集合法人) は目に見えず、不滅のそして法律の意義および考慮にのみ存するものである。会社は反逆を犯し得ず、法律の保護を奪われず、除名もされない。それは、会社は魂なく、代人による以外は身体を現わし得ないからである。多くの会社 (Corporation aggregate) は忠誠を誓いえない。その訳は、目に見えない身体は人間でもなく、誓うことはできないからである。会社は自然の身体の愚かさ又は死亡その他種々な場合に従がわないものである。」

同様なことを米国の首席裁判官、ジョン・マーシャル (John Marshall, chief Justice of the United states of America, 1819) が次のように述べている。

「会社 (Corporation) は人為的な存在であり、目に見えない 無体の且つ法律の企図 (Contemplation) によってのみ存在する法律上の存在 (Artificial being) である………」⁽¹⁾

上述の法的取扱によって、株式会社は「法人」であると定義づけられ、以後「株式会社法人説」の論理的根拠とされた。

株式会社の「企業体」としての発達のプロセスの中で「株式会社」がパートナーシップから発達した面を強調し、「株式会社組合説」などがあるが、上述の法理論的アプローチの場合、1683年又は1819年と株式会社発生の日といわれる1602年から約1世紀も経ており、その間の経過はどうなっているのか不明である。「株式会社」はあったのか、なかったのか。あったとしたらそれはどのように考えたらよいのか。なかったとしたら1602年に発生したオランダ東インド会社、1600年のイギリス東インド会社は「株式会社」でなかったのか、との疑問が生まれる。以下定説に従って1602年に生まれたといわれるオランダ東インド会社との関係から「株式会社の本質」にアプローチしてゆこう。

V. O. C.

V.O.C. (Verenigde Oostindische Compagnie) は「オランダ東インド会社」のオランダ国内での略称であり紋章 (Monogram) である。⁽²⁾ 日本では、連合東インド会社、合同東インド会社と邦訳されている。⁽³⁾

オランダ東インド会社は1602年3月20日にヨハンファンオルデンバルネフェルト (Johan van Oldenbarnevelt) によりオランダに生まれた。正式には、オランダ議会 (Staten-Genraal) からオランダ東インド会社に「特許」 (Octrooi) が与えられた日である。⁽⁴⁾

ここに「特許」 (Octrooi) とは、オランダ東インド会社の場合には「南アフリカ岬の東の土地

(1) G. Harold: *Corporation finance*, p. 8.

(2) Rund Spruit: *Zout en slaven*, pp. 23-24. 科野孝蔵著『オランダ東インド会社の歴史』25頁。

V.O.C.の語は現在ではオランダ国内のみでなく、歴史的書物をはじめ、国際的常用語としても用いられているオランダ東インド会社の略称であり、紋章である。

(3) 浅田實著『東インド会社』16頁。科野孝蔵著『オランダ東インド会社の歴史』25頁。

(4) Dedalo Carasso: *A Short History of Amsterdam*, p. 23.

のすべてに取引上の独占権を21年間(後に21年毎に更新され、事実上は1799年迄継続されたといわれる⁽⁵⁾が、この独占権はやがて、貨幣の鑄造権、軍隊、司法、行政について無制限に与えられた。⁽⁶⁾この「特許」が与えられたことから「特許会社」(Geotrooieoer de compagnie)といわれ、この「特許会社」になった日がオランダ東インド会社発生の日ともいわれる。オランダの立法議会は同様なチャーターを1621年にオランダ西インド会社に、アメリカおよび西アフリカにも与えた。

イギリスでは既に1600年末にクイーン・エリザベス一世(Queen Elizabeth I)によって与えられたチャーター(特許)の力で東インド会社(The East India Company)、正式には“Governer and Company of merchant of London trading into the East India”が設立されたが、この会社は、The London East India Company established was incorporated solely for purposes of trade towards the latter end of reign of Elizethと述べられている如く、一つには「ロンドン東インド会社」とよばれた「会社」で「オランダ東インド会社」とは内容を異にしている。ただし、エリザベス一世による「特許」による設立は、名目は「特許会社」であり、更に“incorporated”のことから「会社組織」をとったことはたしかのようである。この「特許」なり、「会社組織」がオランダのそれと同じであるかどうかは後に検討しよう。ここでは定説に従い、株式会社の起源はオランダ東インド会社であるとみて論を進めよう。

オランダ東インド会社が今日の「株式会社」と同一なものであるかどうかについて先学の意見を参考にしながら検討してみたい。

オランダは、V.O.C.が生まれる以前にアムステルダムの9人の商人からなる遠国会社(De Compagnie van Verre Voorby Capodi Bona Sperunza)⁽⁷⁾があり、東洋貿易に従事していた。この「遠国会社」については大塚久雄氏は株式会社発生史論381頁以降に詳細に述べ、とくに「取締役」の「人的無限責任」について述べ、このことが後の特許状に示される取締役団の「有限責任」の規定との関係で重大であることを指摘している。この点については後に更に検討しよう。

「遠国会社」はやがて続いて生まれた新会社を合併し、1602年に設立されたオランダ東インド会社と区別して「先駆会社」(Voor-Compagnieen)⁽⁹⁾とよばれた。

「先駆会社」は「小規模の会社で「資本」は一航海毎に投資され、土地の商人が「取締役」となり、その取締役によって営業が行なわれた。「資本」は取締役によって出資されたが、取締役以外の一般出資者もいた」。しかしこの一般出資者は匿名で出資し、取締役の名で登録されていたようである。この時の一般出資者は「持分」の譲渡は許されていたが経営の参加は許されていなかった。⁽¹⁰⁾このやり方は、形式上は「匿名組合」のように思われる。又出資者としての取締役(経営者)と取締役でも経営者でもない一般出資者の両者が先駆会社を構成していたことをみると、構成的には「合資会社」のようにも思える。

(5) 科野孝蔵著、前掲書、27頁。浅田實著、前掲書、16頁。

(6) *A Short History of Amsterdam*, p. 23.

(7) 科野孝蔵著『オランダ東インド会社』14頁。

(8) 大塚久雄著『株式会社発生史論』381頁。

(9), (10) 科野孝蔵著、前掲書、21頁。

ともあれ、外面的には、取締役の事業（会社）としての「先駆会社」では、取締役も出資者も一航海毎に「出資」を受け、且つ「航海が終了し帰国し、帰国時にもち帰った荷物の販売が終了すると、出資金は利益金と共に「出資者」に配当され、取締役は自分の出資に対する配当のほか⁽¹¹⁾に帰国時もち帰った荷物の販売収入の1パーセント以上を自己の分け前として受けとっていた。」⁽¹²⁾何故余分の収入を受けとっていたかは取締役の特別な性格を検討せねばならないだろう。

このように「先駆会社」が一航海毎に清算されることから「当座（的）企業」(Gelegenheits Gesellschaft) ⁽¹³⁾といわれたゆえんであろう。

このような「先駆会社」のやり方はその後オランダ独特の「カーメル」(Kamers) 制へと引継がれた。

「先駆会社」の東洋、主として東インド（東インド会社の場合）での品物の買い付け競争とオランダへ帰国後のオランダ国内での売却競争の結果——「先駆会社」の乱立がもとであろう——貿易の独占権をもつ会社が設立され、それがオランダ東インド会社であり、西インド会社⁽¹⁴⁾である。

この独占権をもつオランダ東インド会社は前述の先駆会社の性格を引きつぎ、一航海毎に「資本」を集め東インドとの貿易の結果得られた利益と損失を各出資者（取締役を含む）の間に分けあって清算するという「当座（的）企業」(Gelegenheits Gesellschaft) であるカーメル (Kamers) の「連合体」であった。カーメル制とオランダ東インド会社との関係については種々意見が分かれている。大塚久雄氏は「会社企業が数個の部分企業たるカーメルに分裂し、全体があたかもインテレッセンゲマインシャフトの如き姿容を示していた」といい、⁽¹⁵⁾同じく「部分企業」というが、科野氏は「東インド会社は、既存の先駆会社が合併されたとはいえ、それは完全な融合ではなく……妥協的な割拠的な姿として、いわゆるカーメル制がとられたとして、アムステルダム、ゼーラント（ミッテルブルフ）、ロッテルダム、デルフト、ホールン、エンクハイゼンをその所在地とする「部分企業」ともいべきカーメルが設けられた」という。⁽¹⁶⁾大塚氏は1会社があってそれが分割されて“部分”企業ができたように述べられ、科野氏は逆に、“部分”企業ともいわれるべき先駆会社が既に存在し、それが融合して……完全な融合ではないが、オランダ東インド会社ができた各地に存在した「部分」企業をカーメル制（完全でないことから妥協的な割拠的な姿と述べている）といい、オランダ東インド会社が部分の「結合」（完全な融合でない）の上でできあがったように述べられている。

染谷孝太郎教授は、このようなカーメル制度を「分離航海制度」とよび、「各地に存在するカ

(11), (12) 同氏、同書、22頁。

(13) 大塚久雄著、前掲書、418頁。

(14) 科野孝蔵著、前掲書、27頁。

ブライアン・ガードナー著、浜本正夫訳『イギリス東インド会社』では、「いくつかの投資会社が合併してできたもので」と書かれているが、ここでの「投資会社」の意味が明確にされていない。論理上からみて「部分」の「結合」の上でできたものと考えられる限り、同一の考えであると思われる。

※ 西インド会社は東インド会社とその成立過程で異なる面があり、「東」と同列に語れないことがあるが、ここではその詳細は省略し、後の機会に譲りたい。

一メルに所属する商人が金を集め、そのカーメルの計算と責任において活動し、利益と損失を分けあい1航海毎に清算する制度をカーメル制という」といわれる。この意味では、カーメルは先駆会社と同様、「当座企業」であるが、これらの当座企業を擁するオランダ東インド会社は、特許状に示された10年の期間をもつ「永続的企業」として成立した。⁽⁵⁾この「永続的企業」が、それ迄の「当座(的)企業としての先駆会社と区別され、今日の「株式会社」の特徴をもった「株式会社」への第一歩をふみ出したものとみられる。

オランダ東インド会社はオランダ全国に以下の6つのカーメルがあった。

1. Amsterdam	20人
2. Zeeland (Middelburg)	12人
3. Rotterdam	7人
4. Delft	7人
5. Hoorn	7人
6. Enkhuizen	7人

各カーメルには上記の如く、20人、12人……と合計で60人の取締役をおくことが定款で定められ、このうちから17名は資本金に比例して選出されたもので、

1. アムステルダム	8名	$\frac{8}{17}$
2. ゼーラント(ミッテルブルフ)	4名	$\frac{4}{17}$
3. ロッテルダム	1名	} $\frac{4}{17}$
4. デルフト	1名	
5. ホールン	1名	
6. エンクハイゼン	1名	

の合計16名に加えて、ゼーラント、ロッテルダム、デルフト、ホールン、エンクハイゼンから交替で、1人($\frac{1}{17}$)がでて、東インド会社設立に貢献した各市を代表する合計17名が17人重役会(Heren Zeventien)(Lords Seventeen)とよばれる「重役」に選出され、配当額の決定、事業方針の決定など会社全般がマネージされた。⁽⁶⁾

ここに生まれた「重役」は今日の株式会社の一特徴として存在する重要な機関としての「重役会」又は「取締役会」という「重役制度」の前身と考えることができるであろう。

大塚久雄氏は、ここに生まれた「取締役」は、その選出が「天降りの的に」指名され、その上原則として終身であって、出資額においても必ずしも多額であったという訳でない。会社機関としての取締役の地位は機関というよりもむしろ身分的な色彩で、取締役の私人格そのものに固着せしめられていた。この面からレーマンがオランダ東インド会社が「組合型」で「法人型」と対照

(5) 科野孝蔵著、同書、28頁。

(6) Dedalo Carasso: *A Short History of Amsterdam*, p. 23.

科野孝蔵著、同書、28-30頁。

大塚久雄著、同書、412-413頁。

せしめているのが至当であろう……3名の取締役の候補者の中から1名を決めるのに「互選」の方法によったが、その1名をカーメル所在地の「市長」が指名したもので、取締役の選任が一般出資者群と無関係に、専制的になされたといわれているが、大塚氏の所説にはいくつかの疑問がある。一つには、オランダ東インド会社に既に「取締役」が、それが機関であれ、身分的なものであれ存在していたことを認めていること。第二に、レーマンのいう法人型というが、「法人」という程、「法」が整備されていたかどうか、「取締役」の選任が「互選」によっていたといながら「市長」の指名によっていた。「互選」でありながら「専制的」になされたということはどういうことなのであろうか。

まず、性格のいかによれ「取締役」制度が生まれ又は存在したこと……合名会社、組合にはそれはなかった。「法人」は法の整備後に生まれたもの——もし国王又は議会から与えられた存在（特許状にもとづいて）が法人というならば、特許状によって生まれ又は成立したオランダ東インド会社は、生まれながらにして「法人」であったといえる。しかし法の整備にもとづいて生まれた「法人格」をもつ「社団」としての「会社」と「チャータード・カンパニー」とは同一のものとして取扱うことは困難ではないだろうか。チャータード・カンパニーは法の整備前に既に存在した。それは、「チャーター」は国王又は議会と会社との間の「契約」であると考えれば、必ずしも1個の「法人格」（契約の当事者としての）が前提されていない。例えば、イギリスのウィリアム・ペイターソン（William Patterson）とウィリアム3世との間のチャーターで生まれた英蘭銀行、ジョン・ローとフランスのルイ14世との間のチャーターで生まれたジョン・ロー銀行はいずれも「株式会社」として成立した。チャーターにもとづいて成立した会社が「法人」となるならば、すべての株式会社は「法人」であるだろう。しかし法人である前に「会社」は1個の経済主体として成立し、「経済」活動をするために成立されたのではないだろうか。それが福田博士のいうように、フランス法の成立そして、それが英国に取り入れられ、英法においても「法人」格が承認され、その後、経済主体としての株式会社が一個の経済人格として承認され、それが法律によって「法人」として追認されたのではないだろうか。今日は、まず「法律」ありきで、その法律に準拠して設立されるところに、株式会社は生まれ乍らに「法人」とされるが、もともと法律は経済のバック・アップ的性質をもつものとすれば、「始めに法律ありき」でなくて「始めに社会ありき」そして次に「経済ありき」そして「法律」がそれを支えることが順序であろう。そこで「法人型」「組合理」ときめつけられるのは、まずその為の「法律」が公的なものとなり、社会一般大衆がそれを認知しなくてはならない。この意味から考えた時、オランダ東インド会社の時、既に「法人」であったということは早計に思われる。ただし、国王から得たチャーター、厳密には国王と個人との間に結ばれたチャーターが、それによって「法人成り」したとみるならば、それは、成立した株式会社はすべて「法人」であるといってもよいであろうが、はたしてそうであろうか。

次に取締役の選任についてであるが、これも、当時まだ確立されていなかった「株主総会」を前提にすれば「互選」を「株主総会」と同様な性格のもの（機関）として考えることはできない。

しかし、少なくとも「互選」という語を用いていることは、当時オランダ独特のカーメル制度からきているように思える。即ち、たとえ市長が選出・指名しようが出資のいかんにかかわらずともカーメル制度自体が共和的性格をもち、各カーメルから選出されたことで、「互選」は成立すると思われる。考え方によっては、形式的な今日の如き「株主総会」が、実質的に「カーメル制」によっておこなわれていた。しかも、出資の高いかんによらずとなれば、まさに、今日の株式会社の組織の如く、会社の経営者(取締役)が出資の高的いかにかわらない、即ち、授権資本制度からきた「経営者支配」、小額出資者による「取締役」の構成、或いは「出資」が経営者、取締役になることの条件とならない専門経営者に真先に道を開いたとも思われる株式会社がオランダに既に存在していたとも考えられるのではないであろうか。もっとも「株主総会」が存在しなかったことと、「小額出資者でも取締役であった」ということとは短絡的には結びつかない。ここではむしろオランダの東インド会社においては「株主総会」がまだ未成熟又は今日の如き姿が存在しなかったことが、今日の株式会社に最も求められる「民主的性格」——株式会社は一つの民主的機構であり、国民の中から選ばれる代議制体と同様な機構であるとの「根本」に欠けており、極めて「独裁的」な組織であったといわれる性格がそのまま存在していたというべきであろう。これこそ大塚氏のいう「専制型」ととらえられることができるであろう。勿論今日の株式会社の「一般的」又は通常にはその要件として「株主総会」があり、会社のことはすべて株主総会の議を経てというのが本来的であるが、それでも、形式は株主総会をおき(とり)乍ら、内容はワンマン・カンパニーあり、株式会社であり、多くの出資者から成るべき存在であるが、事実上、(内容)は特定の個人の出資が過半数という場合もある。遂に——今日はこの姿が多いのであるが——多数の出資者(株主)によって少数の小額出資者の経営者に経営権を移譲し、事実上の株主総会の形骸化による特定な経営者(小額の出資者)への経営権の移譲——所有と経営の分離ともいうが、内容は授権資本制度からくる株式の無額面化、大量の株式の拡散からくる当然の帰結ともいえるものである。いわゆる大塚氏のいう「取締役の選任が一般出資者群と無関係に——今日の小額出資の株主はむしろ積極的に取締役の選任など直接に経営にたずさわろうとしない——なされた」といわれるが、今日の小額出資者も「株価の高騰と配当の安定又は増加を希望する者達」で取締役選任権さえ自から放棄している。これがむしろ「近代的」株式会社である。「株式会社」は(実質的に)「経営者」により「専制的」に経営されているのである。そこには形式的にのみ「株主総会」が残っていると見ることができるであろう。

さりとて、この議論で とくに今日の「株式会社」の発生・発展をオランダ東インド会社——今日の株式会社の発祥モデルといわれる——に求めようとする時、初めから株主総会不要説又は株主総会がないことが株式会社の本質であるといっているのではない。むしろ株主総会は株式会社の重要な機関として、オランダ東インド会社について考える時に十分考慮せねばならないことである。

1621年に成立したオランダ西インド会社には5つのカーメルがあった。その所在地は次のとおりである。

1. Amsterdam $\frac{4}{9}$
2. Zeeland (Middelburg) $\frac{2}{9}$
3. Maze, Maas van Delft, Dordrecht, Rotterdam のうち Maze に $\frac{1}{9}$, Hoorn $\frac{1}{9}$, Friesland, $\frac{1}{9}$, 各数字は、各(資本金額)の(持分)shareと利益の分け前を示している。

何故オランダ東、西インド会社がカーメル制を採用したかについては、オランダ独特の制度と示されているが、おそらくオランダ共和国が7州の連邦であり、完全な統一国家でなかったことから生まれた制度ではないかと思われる。⁽¹⁷⁾

カーメルは、オランダ東インド会社とオランダ西インド会社とでは多少の違いがあるが、アムステルダムのカーメルが最大であった。

各カーメルの大きさに比例して「出資」と「取締役」が選出された。科野氏の示す資料によると各カーメルの出資額は次の如くである。

1. アムステルダム 3,676,915 Gulden (以下Gと略記)⁽¹⁸⁾
2. ゼーラント 1,300,405.4G
3. デルフト 469,400G
4. ロッテルダム 173,000G
5. ホールン 266,868G
6. エンクハイゼン 540,000G

以上の合計は 6,424,588.4G である。

このうち「アムステルダムでは88人の出資者によって半額を負担し、ゼーラントでは1,300,405Gのうち37人の大(株主)が770,100Gを負担している」と述べている。⁽¹⁹⁾

「資本金」(kapitaal)は「均一分割的でなく、1人50ギェルデンから85,000ギェルデンに及ぶ」出資のやり方で均一額でなかった。この時の出資に対し発行された「証券」を「株式」(Akte 又は Actie)「アクチャー」といった。⁽²⁰⁾

こうしてカーメルから構成されたV.O.C.は、その創業資本 (Initial Capital) を、このアクチャー(株式)の発行によって調達し、1602年アムステルダムでは1143人の株主が、ミッテルブルフでは

(17) 大塚久雄著、同書、424頁。

(18) Guldenはオランダの銀貨名でギルダーといい、ギェルデンともいう(蘭和大辞典)。

1ギェルデンは、嘉永7年には、日本の銀6匁2分5厘にあたるといわれる(『日蘭学会誌』第13巻第1号、51頁)。

(19) 科野孝蔵著、前掲書、44頁。

(20) このアクチャーの所有者を Action aris (株主) というが大塚氏は、本来の株式ではなかったのだから Action aris の語は会社の解散迄用いられていないといわれる(大塚氏、前掲書、412頁)。

しかし、同一語を大塚氏はアクシーといい、福田徳三氏はアクチャーといい、共に、Akcte, Acte の語のあったことは認め、福田氏はアクチャー又はアクションという言葉は純然たるオランダ語であって東印度貿易株式会社の特許状に初めて現われてきた言葉である(福田徳三著『経済学原理』総論及生産篇、804頁)と述べている。

264人の株主が登録されていた。^{②)}1612年にはゼーラントで130万405ギェルデンが登録(出資)され、そのうち37人の大株主が77万100ギェルデンを登録(出資)していることを示している。この株式(アクチャー)はアムステルダム証券取引所(Amsterdam Exchange)で取引された。^{③)}

大塚久雄氏は、『レーマンがオランダ東インド会社における「アクシー」の発行が「株式会社の起源」の最大の理由であると述べているが、オランダ東インド会社の「株式」(アクシー)は「持分の証券化」という意味の「証券」で「等額分割」及び「確定資本金」制の欠如の下に発行されたことから単なる払込に対する「受領証」という「証文」にすぎず、持分の譲渡とともに買手に交付される「証券」の性質をもつものではなかった。従って名前は「アクシー」「株券」といっても、その実際は「持分」即ちパールト(Paert)、パルタイ(Party)、ポルティ(Portie)であり、証券化の傾向は極めて少なかったのであるから、正確には「持分の盛んな売買と投機の結果というべきだろう」として、証券と思われていたのは「当事者間に授受された証文(Koopacte)」にすぎなかったといわれる。しかしそれならば何故アクシー又はアクチャー(Actie)の語が生まれ、ブルーゲルのいう「持分の証券化」の意味の「証券」という「証券」とは何を指示していったのであろうか。単に「持分」の語でよかったのではなかろうか。尚、かなり後になって発行されたイギリスにおける「ストック」も等額分割されない「株式」であり、「ストック」も等額分割されないから「株式」ではないといえるのであろうか。逆に、イタリアの公債の如く、等額分割されれば「公債」は「株式」なのであろうか。大塚氏は「株式」の語を「証券」とおきかえてしまっているが、「証券」イコール「株式」でなく、その当時「証券」といえばイタリアの公債団体の発行した確定利付「証券」としての公債を指したのではないだろうか。この公債は会社では「社債」に相当するもので「社債」は確定利付で等額分割された会社の負債「証券」としての性格をもっていたので、株式会社の株式が「公債」の発展した姿とみる見方と一致する。「株式」と「社債」は同じく証券(有価証券)であってもその内容は全く異なるもので、そこにこそ「株式」Actie(アクシー)の語が生まれ、あえて公文書に適用いられ、「持分の証券化」又は「証券」に化体された会社に対する「利潤分配請求権」の意味に使用された「証券」としての「株式」の意味があり、オランダ東インド会社が近代株式会社の起源とされた譲渡自由の「株式」の発行(たとえそれが萌芽であったとしても)という関係がとらえられるのではないだろうか。

「株式」の性格の「未成熟」であったことと「株式」(アクチャー)の存在(発生、利用そのもの)が否定されることとは同じではない。たとえその性質・内容が不備・未成熟であったとしても「株式」が「株式」としての性質をもつ限り……それだからこそ株式会社の起源といわれるのではないだろうか。むしろ「株式」とは何か、「証券」とは何かの根本を議論せずに形式を議論して真実を求めることは、ことの本質を見誤るものと思われる。又、株式「投機」が盛んに行なわれたことと「証券」でなかったこととはどのように脈絡があるのであろうか。「株式」発行をしない

②) 科野孝蔵著、前掲書、54頁。

③) *A Short History of Amsterdam*, p. 23.

④) 大塚久雄著、前掲書、412-413頁。

「株式会社」があるのであろうか。そして「社債」の発行はあったといわれるが、これこそ正にイタリアの公債制度の発展が「株式」なりとする見方と同一方向にあると思われる。「株式会社」がないところに「社債」がどのように発行されるのであろうか。更に、1609年に「証券取引所 (Beurs)」がアムステルダムに設立され活動している事実をどうみたらよいのであろうか。

大塚久雄氏自身も「東インド会社の資本即ちアクシー(?)が取引所において転々流通し盛んな投機すら行なわれ……」と述べていることと矛盾しないであろうか。

株式(アクチャー)とは何か。オランダ東インド会社で発行されたアクチャーとは何なのか。

福田徳三博士によると「株式」という語は大陸においてはみなオランダ語からでた *actie* (アクチャー)²⁴ 又は *action* (アクション) という語をつかい、フランス語では *action* (アクション)、ドイツ語で *Aktie* といい、オランダ東インド会社の特許状に初めて現われてきた言葉でイタリアから出た語ではないといわれる。*actie* の語はオランダで起りヨーロッパ各国に広まった言葉であるという。アクチャーは「分割すること」に特別な意味をもっている。その特別な意味とは「一定の利子を生み出すものではなく、利潤を受け取る権利を有しているものであること、従ってアクチャーは「利子券」ではなくて「利潤券」であると述べている。²⁵

即ち、アクチャー(株式)は一定の利子を生み出すものではなくて、「利潤」を受け取る権利を有しているものである。利子券は予じめ約束した一定割合の利子を必ず得られる(公債の利札と同様)もので事業の盛衰には関係がない。社債券は利子券で会社が予じめ約束した一定の利率を支払うことが本質である。これに対し、利潤券は利潤が予じめ約束されるものでない(利潤は残余所得の意味)。契約所得ではないから利潤を受け取る権利を有する証券である株券は利子券と区別して「利潤券」という。この利潤券としての「株券」が起ったのがオランダ東インド会社である。

インド貿易は一面に非常に「利益」があるが、他面に非常な「危険」を伴っていた。科野氏はこのことについて「アムステルダムの商人が巨大な金額を危険にかける意欲は旺盛なものであった。伝説的な成功となった第2回の航海は300パーセントの利益を生じ、以後の航海の利益は定着的となった」と述べている。²⁶

危険が大だから自分1人で其「資本」を負担することを好まなかった。危険が大きい時は全財産を失ってしまうかもしれない。しかし危険が怖いからといってみすみす「利益」のある東インド貿易を営まないのも残念である。そこで多数の人から「資本」を集めて事業をやれば「利益」があった時は皆と分かち、自分も出資した「資本」に対する「利益」は得られる。反対に、失敗した場合には自分の出資した分だけ損すればよい。「全財産を棒に振ることはなくてすむ。」この必要から株式会社の制度が起った。即ち、非常に「利益」のある貿易と共に非常に「危険」[※]

²⁴ 蘭和大辞典(南親会編)に発音記号なく、福田徳三博士はアクチャーといい、大塚久雄氏はアクシーと発音し、Hugoの *Dutch Dictionary* にも発音記号なく不明。

²⁵ 福田徳三著『経済学原理』804頁。

²⁶ 科野孝蔵著、前掲書、44頁。

※ このことは「有限責任」をいっているかどうか不明?

を冒さなければならぬ企業が起って初めて株式会社ができたのである⁷⁷⁾というのである。

危険との関係については一つには、当時の帆船による遠隔地貿易からくる海洋における台風、暴風雨など悪天候からくる船の難破、国籍、人種不明のものからの積荷の、時には船もろとも襲撃、略奪、船及び積荷の火災、同じ東洋貿易をめざす国、中でもイギリス、スペイン、ポルトガル——これらの国々はいずれも肉食を主とする人々にとって不可欠の胡椒、スパイス、香料などを得るためにインドとの貿易を志していた——などの国々から襲撃、略奪、同じオランダ船同志、又は同一船内での船員同志の殺戮による死傷により、本国を出たまま帰国しない船も人も多かったことからくる危険で、とくに他国との間に生じた戦争——ベンガル、インド洋の制海権をめぐる戦は日常のことであった。これについてブライアン・ガードナーは「戦争なくして貿易は行なわれず、貿易がなければ戦争は起こらない」とのアントニオ・ヴァン・ディーメンオランダ総督の言葉を引用しており、「会社のアジアにおける貿易は戦争なしでは行なわれ得ない」と述べている。即ち、「株式会社」はこのような「大危険」をおかして生まれ、育っていったので、平和な安泰な、波静かなところに生まれたのではなかったということが、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリスの諸国の実態の面からも裏づけられる。そのかわり自国にもって帰った胡椒、スパイスは時には買入価格の60倍もの値で売れたともいわれる程の利益があがった……というより、それ程の高値で売らねば、危険を引受けるに値しない。又はこれだけの大危険をおかして大量な資金を投じての長期間にわたる貿易取引という企業活動はできなかったのであろう。このような事情から福田博士の「利潤」のうらに危険あり、或いは「危険」のうらに利潤ありということがいわれたのであろう。その利潤を受け取る証券が利潤券としての「株券」の本質であると福田博士はいわれる。

危険と利潤との関係についてリーフマンは「資本危険」又は「資金の危険」をいうが、福田博士は「企業の危険」を負担するという。この「企業の危険——この始めこそオランダ東インド会社のインド貿易にみられた危険であろう——」を負担する者が企業者であるとの考えはリーフマンも同様である⁷⁸⁾。但し、リーフマンは株式会社という組織の中に職分の分担をして「株式会社」においては事業の危険を負担する者は株主であり、事業の経営指揮をする者は重役であるとして、福田博士が「株式会社の企業者は株式会社そのものである⁷⁹⁾」との意見と真向うから対立している。リーフマンは、企業者は「株主の総体」であり、「発起人でも後から株主になった者でも株主はすべて企業者である」と考える。

株式会社を「資本の結合体」と考えるとリーフマン説になるが「大資本と信用を集め、大事業可能な独立の組織を保ち危険の分担を図る」ということが株式会社の本質であると説くのがG. シュモラーである⁸⁰⁾。

77) 福田徳三著『経済学』807-808頁。

78) リーフマン著、増地庸治郎訳『企業形態論』4頁。

79) 福田徳三著、前掲書、814頁。

80) シュモラー原著、増地庸治郎訳『企業論』152頁。

株式会社における企業者は「株式会社そのものである」との福田博士の考えは、株式会社における危険引受との関係で考えられたのであろうが、「株式会社そのもの」は株主による「出資」によって形成され、活動するとすれば、結局は、株式会社が株主の集合体（統一体）とみるか、それらの株主とは別個独立の存在とみるかによって違ってくるのではないだろうか。

「株式の集合体」とは何か、「株主と別個独立の存在」とは何か。このそれぞれは「株式会社そのもの」との関係においてどのような意義をもつのであろうか。

「株主の集合体」という時、「株主」が単に出資者を意味するならば「パートナーシップ」と同一となるが、「株主」という「不在地主」とみると「所有者企業者」であるところの「パートナー」とは異なる。

「株主と別個独立の存在」は、「企業者」としての「経済主体」を考えることができ、やがて、「法人」として「株主」という「会社の所有者」は又は「不在地主」と別個の存在としての「人格体」であるとして、後につくられた「法人説」に道をひらく（ゆずる）ことになり、その「前身」とも考えられるが、それは福田博士の御指摘のとおり、フランス法典で株主の「有限責任」制度が認められ、やがてその思想がイギリスに入り、株式会社の一特徴として「有限責任」制度をとり入れられるだけでなく、「株式会社」そのものの変質・変容となってくる。このような「変化」をこの段階で入れてしまうことは「歴史的時代考証」を誤ることとなる許りか、企業体としての「株式会社」を初めから法理論で歪曲してしまう危険があることは福田博士の御説のとおりと思う。従って、この両つの問題は尚一層の議論を必要とするであろう。そのためには「株式」とは何か、「資本」とは何かの基礎的な検討を一層必要とするであろう。

「株式」とは「株式会社」の部分的所有権を代表するものなのか、その「所有権」は本来「不在地主的」なものなのか、それとも会社の「部分的所有」に関係のない単なる有価証券という「財産権」なのか。それは、「発行に制限があることから価値づけられる紙片——有価証券」なのか。もし前者（会社の部分的所有権を代表する証券）であるなら「企業の全危険」を引き受ける（taking）であろうし、「紙片」であるなら、その紙片が価値づけられる「証券」、「有価証券」として「売買され譲渡される」対象となり、その「株式」という「証券」への投資額についてのみ危険——投資上の危険——を引き受ければよいことになるであろう。株式という「証券」の所持人（株主）は、そこでは企業の全危険は引き受けないであろう。株式会社が「倒産」した時は「株式」の所有者は当然投資高のすべてを失ない、結局、企業上の危険を全部的に引き受けることになるように見えるが、その時でも「株式」の所有者が失なうものは「株式の所有者が投資した高」のみを失なうので、企業体の全危険を引き受けたわけではない。むしろ「株式」の所有者はその所有する「有価」証券としての「株式」が無価値になる以前に自分の所有する株式を市場で売却してしまい株式に投資した資金の一部、できれば全部を一早く回収してしまうであろう。このことはやがて「有限責任」制度の議論に発展してゆく議論であると思われるので、その時に詳細に述べるとしよう。

大資本の集積

株式会社の一大特徴としてオランダ東インド会社にみられることに「大資本の集積」がある。この特徴は、証券とくに「株式」の発行、オランダにおける「カーメル制」とも大きく関連していると思う。

「株式会社」に求められたのはこれ迄の諸特徴と相俟って、時にはそれ以前に最も重要な要件として、企業が「大資本」を必要としたことである。もし危険をおかす遠隔地貿易事業に大資本がなかったならば「事業」自体をなすことができなかつたであらう。それ故「株式会社」が「株式会社」であるためには「危険をおかす」ことを覚悟で貿易集団が大資本をもって母国を出発することが必須の要件であり、この要件を満たす手段が「株式」であり、「V.O.C.はその創業資本を株式(Share)の発行から調達したこと、そしてその株式がアムステルダムの証券取引所(Beurs)で取引された⁶¹⁾」。この証券取引所は1609年にアムステルダムの王宮近くにオープンされたこと、東インド会社の第一回の広募者はアムステルダム、ゼーラント、デルフト、ロッテルダム、ホールン、エンクイイゼン合計で642万4,588ギユルデン(guldens)4スタイフェルに及び、それでも不足のため会社は設立当初から他から資金を借りていたとされ⁶²⁾、アドミラルティヤード(Admiralty Yard)と、V.O.C. Yardは1,000人以上の人が働いていたといわれる。そして1602年にアムステルダムは1,143人の株主がおり、このうち88人の出資者でカーメルの出資の半額を負担していたこと、ミッテルブルフには264人の株主がおり、各人の出資が50ギユルデンから85,000ギユルデンに及んだこと、アムステルダムのカーメルの中で40人は南ネーデルランドからの人で10,000ギユルデンを申込んだこと⁶³⁾、そして1612年には株主数も830人になったこと、1601年ファン、ヘームスケックの船隊の正味利益が約120万ギユルデンに及び、投下された資金は133万ギユルデンであった。これほど明確になっており、オランダ東インド会社は、当時、複式簿記が最も進んでいた国でオランダはイギリスの簿記学校であったとさえいわれていた。しかし実際には「会社の資本金」の記載はなく⁶⁴⁾、東インドとの取引状態とは全く無関係で、極度に欠陥の多いある種の貸借対照表が年末に作成されたにすぎなかつたといわれる⁶⁵⁾。そして「資本金勘定もなく、会社全体の損益計算等も作成されていない。積立金についても一言もふれていなかった」ともいわれる。そこで科野氏はどれ程の high の資本を危険にさらしたのかについて会社が残した「一般状況書」又は「一般業務報告書」で、各カーメルからだされたものを取りまとめたものをみる他ないとし、それには艀装費(月給、経費、為替、手数料などを含む)、などの「支出項目」はあるが「取り扱った商品」の

61) Dedalo Carasso: *A Short History of Amsterdam*, pp. 23-27.

この引用中“share”とあるのは、この著述が英文であることから英語でいう株式(share)の語を用いたと思う。

62) 科野孝蔵著、前掲書、44頁。

63), 64) 科野孝蔵著、前掲書、54頁。

65) 科野孝蔵著、前掲書、33頁。

66), 67) 科野孝蔵著、前掲書、37頁。

項目が収入項目に入るのか、商品「買入代金」なのか不明であり、収支を明らかにすることができないのが実情であったともいう。

今日いう「貸借対照表」に表記される「資産」と「負債」項目も、「未収金」「銀行預金」「次回の艀装用のストック」「未販売商品」「他のカーメルへ請求すべき貸付金」などの他に、前掲の「取り扱った商品」を資産項目に入れるべきか不明である。負債項目では「前受金」「未払金」「手形残高」「未払為替」「支払うべき預託金」「本社負債の各カーメルの負担金」などが項目としては考えられるが、「手形残高」も「未払残高」なのか「未収残高」なのか不明である。もし「未収残高」であれば「資産」項目で考えねばならない。これらいずれの項目も金額が示されているに過ぎず、それもギェルデン貨での高であるのか、リアル貨で表示されているのか、スタイフェル貨であるのか不明である。更に、それぞれの貨幣がどれほどの貨幣価値をもっているのかも不明であるという。しかしこのような会社処理は株式の投機熱をあおるのを防いだためともいわれる³⁹。前掲した如く「東インドへの航海」には最初から巨額の「資本」が投下された。1601年のファン・ヘームスケルクの船隊の正味利益は約120万ギェルデンにのぼり、この利益は投資された資金の133万ギェルデンとともに、1604年5月から1613年3月のあいだに出資者に配当されている。

これも前に指摘した如く「先駆会社」が一航海毎に清算が行なわれる「当座性」であったのが「永続性 (bestending)」となり、出資者が以前より長い期間、出資金を危険にさらしておくことになり不安を感じたが、「配当は帰り荷の販売より原資本の5パーセントが回収されればすぐに支払う」という特許状の規約に魅せられて第一回の応募は642万4588ギェルデン、4スタイフェルにのぼったと示している。浅田實氏はこの金額を概算650万ギェルデンの「資本金」とみている。642万4588ギェルデンという金額がいかに大きかったかは、これ程の大金を応募金として受け取りながら尚資金が不足して、会社は設立当初から資金を借りなければならず、カーメル中一番大きなアムステルダムのカーメルでさえ資金を借りているし、他の2~3のカーメルも新しい船艀の建造に資金を借りている。その借入金は社債を発行し(利子不明)、次に「前受金」の形で借入れ、東インド会社の資金難は同会社の解散時迄つづいた⁴⁰といわれる程大量な資金を用いた。配当もルーズに行なわれ、高価な帰り荷の全部又は一部が取引されるとその売上高から次の船艀の艀装費が差し引かれ残りは「利益額」となり、出資者に配当され、積立金や増資は考慮されなかった。その為、132.5パーセント(1610年)の配当があったかと思えば翌年は無配当、1612年には30パーセント、1602年から1798年迄、年に約18パーセントの配当が行なわれたと示されている。

³⁹ 科野孝蔵著、前掲書、38-39頁。

⁴⁰ 科野氏の調べによれば、1694年オランダでギェルデンが鑄造された時、1ギェルデンが9.61gmの銀が含有し、1839年迄流通していたといわれるが、この時の銀の価値(購買力)がどれ程であったかも不明である。中国では当時既に銀貨による決済が通常であったし、当時、ヨーロッパの銀(地金又は鑄貨)はヨーロッパより東インドの方が一層の価値をもち、オランダの48スタイフェルは東インドでは60スタイフェルに扱われたといわれるので、オランダへ相当量の銀が中国から商品売却の決済用として流入したと見られる。

⁴¹ 科野孝蔵著、前掲書、43頁。

⁴² 科野孝蔵著、前掲書、48頁。

この間1605年から1609年迄の4年間の配当は拿捕した船船及び財貨の分配で行なわれて、配当率は利潤の高低とは全然無関係になされていたといわれる。この理由を大塚氏は取締役団の私利により恣意的に決定されたとしておるが、科野氏は「幼稚にして不正確な会計処理によって、会社全体の営業利益さえも計算することが至難であったことにもよると思う」と書かれている。大塚氏の「恣意的な決定」と「会計処理の幼稚にして不正確さは他国をあざむくための故意の不正表示でなければいずれも因果関係・相関関係にあったものというべきだろう」と思われる。そこでこのような「乱脈、不正確な計理」による「会社財政」の「不正確」を正し、会社をして「財政的」に建てなおすことの必要を問うたのが、東インド会社第4代総督 J.P. クーンであり、彼が東アジアに「永久的な」商業資本を設けることの必要を17人重役会に具申されたのもそのためと⁴²思われる。

ともあれ、1602年から1795年迄の間に東インド会社は約1450隻の船（今日の資産）を建造したといわれる。⁴³18世紀には650隻が進水し、船の数は少なくなったが大型船が多くなり、350ラストから500ラスト（1ラストは2トン）という中型、大型の東インド航路の船が⁴⁴つくられたといわれる。一般出資者にはアムステルダムとゼーラントでは6,000ギユルデン、その他のカーメルでは3,000ギユルデンを投資した出資者もいたことが示されていることからみて当時の「企業」として大量の「資金」を用いての組織活動であり、所謂、大量出資を条件とする「株式会社」制度の出現が立証できると思う。

次に、今日の株式会社の要件といわれている「有限責任制度」と「株主総会」の問題がある。即ち、オランダの東インド会社では、この二つの問題は⁴⁵どうであったかということである。

或論者は「有限責任制度」は今日の株式会社の主要な要件であるといい、或論者はそれ程重要な問題ではないともいう。オランダ東インド会社に既にこの制度があったからオランダ東インド会社が現代の株式会社の出発点であり、原型であるとの意見（浅田實氏）——「株主の責任が有限責任制であったことも、オランダ東インド会社の近代的性格として評価できる⁴⁶」——と、「有限責任」ということは1800年に制定されたフランスの商法典（コード・ド・コムメルス）第33条によって規定され、株式会社の根本要件と認められたので、この商法典が決定する以前は株式会社は有限責任をもって根本要義とするといえなかつたのである（福田徳三氏）と議論は全く二分されているようにみえる。しかし本当にそうであったのであろうか。更に福田氏その他の議論ならびに事実を検討してその本質を検討したい。

⁴² 科野孝蔵著、前掲書、49頁。

^{43,44} 科野孝蔵著、前掲書、52頁

⁴⁵ 浅田實著『東インド会社』16頁。

⁴⁶ 福田徳三著『経済学原理』782頁。